

第 7 章 騒音・振動

騒音に係る環境基準

一般地域における環境基準

地域の類型	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

1. AAを当てはめる地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住宅の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
5. この表において、A地域、B地域及びC地域とは、それぞれ下の別表の地域の類型欄に掲げる地域をいう。

別表

地域の類型		
A	B	C
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（B類型の区域を除く。）及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（風致地区を除く。）

道路に面する地域における環境基準

地域の区分	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線道路に近接する特例基準	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70 デシベル以下	午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。
II	75 デシベル以下	

備考 Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間（午前8時～午後7時）	朝（午前6時～午前8時） 夕（午後7時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考 この表において、第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ下の別表の規制区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

規制区域			
第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（臨港地区を除く。） 2 用途地域以外の地域（臨港地区及び風致地区を除く。） 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く。） 2 建馬町一番のうち臨港地区の区域

備考

1. 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
2. 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
3. 「風致地区」とは都市計画法第8条第1項第7号の風致地区をいう。
4. 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
5. 無人島は、規制区域から除く。

騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

規制種別 区域	1号区域	2号区域
騒音基準	85 デシベル	
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当りの作業時間	10時間／日を超えない	14時間／日を超えない
作業の期間	連続して6日を超えないこと	
休業日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

備考

- 1号区域：騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等に係る規制基準の別表に定める第一種区域、第二種区域及び第三種区域
- 2号区域：同表に定める第四種区域

騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

1. a 区域：騒音に係る環境基準類型指定の A 地域
b 区域： 〃 B 地域
c 区域： 〃 C 地域
2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

振動規制法に基づく特定工場等（工場、事業場）に係る規制基準

時間 区域	昼間（午前 8 時～午後 7 時）	夜間（午後 7 時～午前 8 時）
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 この表において、第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ下の別表の規制区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

規制区域	
第一種区域	第二種区域
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域 2 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第一種区域の地域を除く。） 2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く） 3 建馬町一番のうち臨港地区の区域

備考

1. 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
2. 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
3. 「臨港地区」とは都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区をいう。
4. 無人島は、規制区域から除く。

振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

区域 規制種別	1 号 区 域	2 号 区 域
振 動 の 基 準	75 デシベル	
作 業 時 刻	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
1 日当たりの作業時間	10 時間／日を超えない	14 時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して 6 日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

備考 この表において、1号区域及び2号区域とは、それぞれ下の別表の規制区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

規制区域	
1 号区域	2 号区域
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く） 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第一種区域の地域を除く。） 2 建馬町一番のうち臨港地区の区域

1. 特定工場等騒音調査

(1) 調査内容

工場・事業場名	測定年月日	測定時間	調査地点数
日本製紙(株)八代工場	令和 5 年 2 月 22 日	23 : 06 ~ 23 : 39	10
興人フィルム&ケミカルズ(株) 八代工場	令和 5 年 2 月 22 日	22 : 35 ~ 22 : 46	4
KJ ケミカルズ(株)八代工場	令和 5 年 2 月 22 日	22 : 48 ~ 22 : 56	5
コバシ(株)九州事業部	令和 5 年 2 月 22 日	22 : 13 ~ 22 : 23	7

(2) 調査方法等

① 測定値

各特定工場の敷地境界において、0.1 秒毎の瞬時値を 100 個サンプリングし、測定値については定常音であるため、その最頻値を適用した。

また、測定は騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく夜間の時間帯において実施し、測定中に付近から様々な暗騒音（自動車等）の影響をなるべく受けない状況下で測定を行った。

② 規制基準

本調査では、各測定地点で規制区域（第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域）が異なるため、それぞれの測定地点に基準値を示す。

(3) 調査結果の概要

① 日本製紙(株)八代工場

当工場は、すべての地点で基準を下回っていた。

② 興人フィルム&ケミカルズ(株)八代工場

当工場は、すべての地点で基準を下回っていた。

③ KJ ケミカルズ(株)八代工場

当工場は、すべての地点で基準を下回っていた。

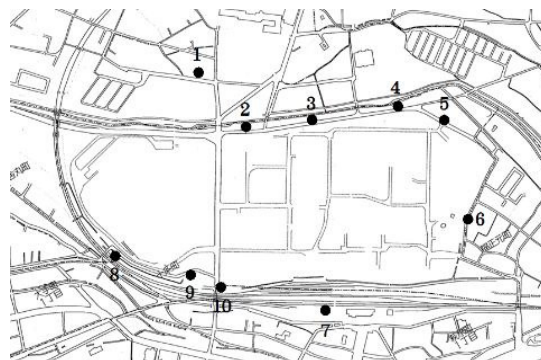
④ コバシ(株)九州事業部

当工場から発生する騒音レベルは、4 地点において基準を超過していた。

特定工場等騒音の測定結果及び調査地点

日本製紙㈱八代工場

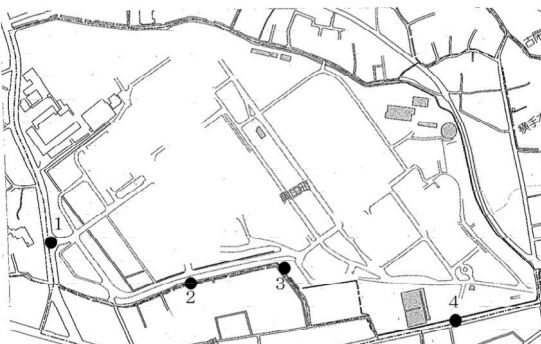
No	R2	R3	R4	基準値
①	49	50	48	50
②	49	50	50	50
③	49	49	49	50
④	45	45	44	50
⑤	48	46	46	50
⑥	46	46	47	50
⑦	54	54	55	60
⑧	60	54	51	60※
⑨	55	54	55	60※
⑩	59	59	60	60



※用途地域見直し（令和2年3月4日）後の基準値

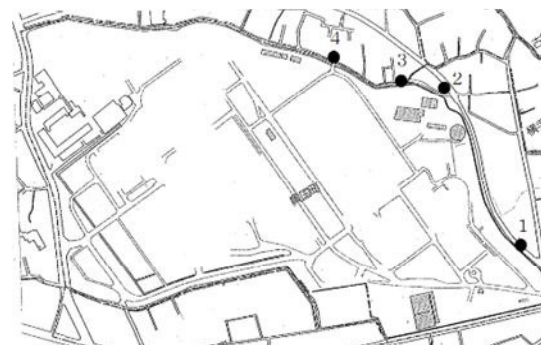
興人フィルム&ケミカルズ㈱八代工場

No	R2	R3	R4	基準値
①	40	42	39	50
②	44	45	40	45
③	46	46	44	50
④	41	42	41	50



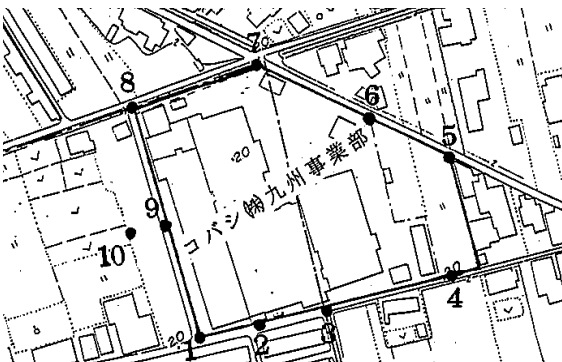
KJケミカルズ㈱八代工場

No	R2	R3	R4	基準値
①	44	42	38	50
②	40	47	41	50
③	44	47	43	50
④	41	44	40	50
⑤	39	40	35	50



コバシ㈱九州事業部

No	R2	R3	R4	基準値
①	-	-	-	50
②	52	50	54	50
③	56	51	59	50
④	48	46	53	50
⑤	53	51	49	50
⑥	65	63	51	50
⑦	50	51	46	50
⑧	48	41	39	50
⑨	-	-	-	50
⑩	-	-	-	50



※ 単位：d B (A) (デシベル)

※ 網掛の数値は規制基準を超えたもの

2. 新幹線騒音・振動調査

平成 23 年 3 月 12 に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業した。本市内の沿線における騒音・振動の状況の把握については、熊本県が測定等を行っていたが、沿線住民からの要望等により平成 25 年度から市独自での測定を開始している。

(1) 調査方法等

①測定及び評価方法

騒音については「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」(平成 27 年 10 月、環境省)に基づき、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、列車ごとの最大騒音レベルのうち上位半数のパワー平均値を算出し、評価値(整数値)とした。

なお、振動についても同様に、連続して通過する 20 本の列車について測定を行い、最大振動レベルの上位半数を算術平均し、評価値(整数値)とした。

②環境基準(騒音)

全ての測定地点が地域類型Ⅰに指定されており、その基準値は 70 dB 以下である。

(2) 調査結果

調査結果については表-1 のとおり。八代市内沿線 9 箇所(上り側・下り側、計 17 地点)において測定を実施した結果、2 箇所 3 地点で環境基準を超過していた。

なお、振動については、全ての地点で指針値(70 dB)を下回った。

表-1 令和 4 年度新幹線騒音・振動調査結果

単位 [デシベル (dB)]

No	調査箇所	騒音 (25m)		振動 (12.5m)		測定年月日
		上り	下り	上り	下り	
1	鏡町宝出	69	71	62	64	R4. 5. 10
2	鏡町両出	67	69	59	56	R4. 5. 19
3	千丁町古閑出	68	70	59	61	R4. 5. 18
4	島田町	76	75	58	55	R4. 6. 1
5	中片町	67	67	57	57	R4. 5. 23
6	宮地町①	69	68	55	55	R4. 6. 2
7	宮地町②	67	66	55	57	R4. 6. 3
8	宮地町③	67	68	51	52	R4. 5. 25
9	古麓町	70		49		R4. 5. 18
10	坂本町鶴喰	-	-	-	-	-

※坂本町鶴喰については、調査地点付近の河川護岸工事に伴う騒音の影響により未測定

3. 自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料とすることを目的に実施している。

本市では、熊本県からの権限移譲に伴い平成 24 年度から本業務を実施している。

（１）調査方法

「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に基づき、道路に面する地域（道路端（道路境界）から 50mにある全ての範囲）の住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する「面的評価」により調査を実施した。

（２）調査結果

令和 4 年度は、市内 10 区間、延長 35.4 kmで調査を実施した。調査結果については表－1 のとおり。

10 区間の面的評価区間には 814 戸の住居等があり、全体の達成率は 99.3%であった。

表－1 自動車騒音面的評価結果（令和 4 年度評価区間）

No.	路線名	区間延長 (km)	総家屋数 (戸)	全体		昼間		夜間	
				基準値 内戸数	達成率 (%)	基準値 内戸数	達成率 (%)	基準値 内戸数	達成率 (%)
1	九州自動車道鹿児島宮崎線 (岡町小路～川田町西)	4.0	47	42	89.4	45	95.7	42	89.4
2	九州自動車道鹿児島宮崎線 (川田町西～上片町)	0.9	0	0	100.0	0	100.0	0	100.0
3	一般国道 3 号線 (高下西町～敷川内町)	3.4	172	170	99.4	170	98.8	170	98.8
4	一般国道 433 号線 (泉町下岳～泉町下岳)	0.8	13	13	100.0	13	100.0	13	100.0
5	一般国道 433 号線 (泉町下岳～東陽町南)	9.9	130	130	100.0	130	100.0	130	100.0
6	一般国道 433 号線 (東陽町南～東陽町南)	0.9	24	24	100.0	24	100.0	24	100.0
7	坂本人吉線 (坂本町坂本～坂本町鮎俣)	11.7	221	221	100.0	221	100.0	221	100.0
8	宮原五木線 (東陽町南～東陽町河俣)	0.6	0	0	100.0	0	100.0	0	100.0
9	久連子落合線 (泉町栗木～泉町柿迫)	1.6	7	7	100.0	7	100.0	7	100.0
10	郡築横手線 (田中西町～大村町)	1.6	200	200	100.0	200	100.0	200	100.0
計		35.4	814	807	99.3	810	99.5	807	99.1

4. 特定建設作業（騒音・振動）の届出状況

建設作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業は、騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（騒音のみ）により作業実施の届出を義務付けており、これらの特定建設作業には規制基準が設定され、作業の時間帯等にも制限が設けられている。

令和4年度届出件数

根拠法令等	特定建設作業の種類	届出件数
騒音規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	8
	2. びょう打ち機を使用する作業	0
	3. さく岩機を使用する作業	2
	4. 空気圧縮機を使用する作業	2
	5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	6. バックホウを使用する作業	1
	7. トラクターショベルを使用する作業	0
	8. ブルドーザーを使用する作業	0
	小 計	13
熊本県生活環境の 保全等に関する条例	1. コンクリートカッターを使用する作業	0
	2. 掘削機械を使用する作業	83
	3. 鋼球を使用する作業	0
	小 計	83
振動規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	8
	2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
	3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
	4. ブレーカーを使用する作業	7
	小 計	15
合 計		111